

重要事項説明書(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業用)

(令和6年4月1日現在)

1 法人の概要		法人の種別	一般社団法人
法人の名称	秦野伊勢原医師会	代表者の氏名	会長 秋澤 孝則
法人の所在地	秦野市曾屋11番地	電話番号	0463-81-5018
2 事業所の概要		事業者指定番号	第1402800047号
事業所名	東・北地域高齢者支援センター	管理者・連絡先	神戸 佳一・0463-81-0990
所在地	秦野市曾屋11番地	サービス提供地域	秦野市の東・北圏域
併設サービス	居宅介護支援		

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	当事業所は、利用者が可能な限り居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、自立した生活を営むため、また、状態の悪化を防止するために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント・介護予防サービス計画(以下「計画」という。)を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜を提供します。
方針	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスを提供するよう努めます。 • 地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、保険者、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、相談支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する機関、団体との綿密な連携に努めます。なお、秘密の保持や事故発生時の対応については契約書に記載の通りです。

4 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業の提供方法及び内容

<p>(1) 当事業所は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう実施状況の把握及びサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。</p> <p>(2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業(以下「事業」という。)に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な主体から総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。また、利用者がサービスを選択する際には、各々のサービス事業者の特色を説明し、自己決定を支援します。なお、利用者は介護予防サービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めることができ、事業者の選定理由の説明を求めることができます。</p> <p>(3) 事業に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。</p> <p>(4) 事業に当たっては、状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携に十分配慮します。なお、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設等への紹介等その他の便宜の提供を行います。</p> <p>(5) 事業に当たっては、介護予防の効果を最大限発揮できるよう、利用者の改善の可能性を実現するために適切なサービスを選択し、利用者の自立に向けた目標指向型の計画を策定します。</p> <p>(6) 事業に当たっては、介護予防の効果を最大限発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取組を支援すること、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことに努めます。</p> <p>(7) 計画を作成する場合には、利用者から保険者への届出が必要となります。事業所はこれを援助します。なお、計画を作成した際には、その計画を利用者に交付するとともに、利用者から要望があった場合には、利用者に対して直近の計画及びその実施状況に関する書類を交付します。</p> <p>(8) 指定介護予防支援事業者(当事業所)の担当職員は、利用者が介護予防訪問看護等の医療サービスの利用を希望している場合等に、利用者の同意を得たうえで利用者の主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。</p> <p>(9) 事業の実施に際して、利用者のけがや体調の急変等があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。</p> <p>(10) 事業所及び事業所の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。</p>

5 職員体制

管理者 1名(常勤 1名)、介護支援専門員 5名(常勤 3名、非常勤 2名)※管理者を含む。
 その他 4名(常勤 3名、非常勤 1名)※保健師等及び社会福祉士

6 サービス提供日・時間

原則として、月曜～金曜日の午前9:00～午後5:00まで、祝日及び年末年始(12/29～1/3を除く)となっています。(緊急の場合等は、上記時間外でも受け付けます。電話等でご連絡ください。)

7 利用料

利用料は不要です。※ただし、保険料の滞納により必要となる場合があります。初回計画作成または委託連携加算算定時 742 単位/月(×10.42=7,731 円)、継続時 442 単位/月(×10.42=4,605 円)。

8 相談窓口・苦情対応

サービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、お気軽にご相談ください。次の窓口で対応いたします。

当事業所ご相談窓口 (原則として土曜、日曜、祝日及び12月29日～1月3日を除きます)	窓口責任者 神戸 佳一 電話番号 0463-81-0990 FAX番号 0463-82-7877 対応時間 午前8時30分～午後5時30分
--	--

※当事業所以外に、次の機関でも受け付けています。

・保険者(秦野市)の窓口 ※介護予防ケアマネジメント及び介護予防・日常生活支援総合事業に関することはこちらです。

秦野市高齢介護課 (原則として土曜、日曜、祝日及び12月29日～1月3日を除きます)	所在地 秦野市桜町1-3-2
	電話番号 0463-82-9616又は0463-82-7394
	FAX番号 0463-84-0137
	対応時間 午前8時30分～午後5時15分

・要支援認定等の市の処分に不服がある場合

神奈川県介護保険審査会 (原則として土曜、日曜、祝日及び12月29日～1月3日を除きます)	所在地 横浜市中区日本大通り1 神奈川県庁内
	電話番号 045-210-1111(内線4837)
	FAX番号 045-210-8874
	対応時間 午前8時30分～午後5時15分

・サービスについて苦情・相談がある場合

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係 (原則として土曜、日曜、祝日及び12月29日～1月3日を除きます)	所在地 横浜市西区楠町27-1
	電話番号 045-329-3447
	対応時間 午前8時30分～午後5時15分

*神奈川県国民健康保険団体連合会は、介護保険制度に関することのみへの対応となります。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

上記のとおり重要事項説明書の説明を受け、同意し、交付を受けました。

<利用者>

住所 秦野市 電話

氏名 印

<署名代行人・立会人>

住所 電話

氏名 印

利用者との続柄

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業の契約締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

所在地 秦野市曾屋11番地 電話 0463-81-0990

事業所 東・北地域高齢者支援センター

説明者名